

広島県告示第千二号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和四十四年法律第五十七号）第三条第一項の規定によつて、次の土地の区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定する。

平成二十年十二月十五日

広島県知事 藤田雄山

一 急傾斜地崩壊危険区域の名称 堀越三丁目八地区

二 急傾斜地崩壊危険区域の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号と二号を結んだ線、標柱二号と三号を道路に沿つて結んだ線、標柱三号から九号までを順次結んだ線及び標柱一号と九号を結んだ線に囲まれた土地の区域。ただし、標柱一号は昭和五十年十月二十八日広島県告示第九百十五号で指定した土地に存する標柱三号と同一とする。

郡市	町	地番	標柱番号
広島市南区	堀越三丁目	一〇八番一一〇八番三	標柱一号
		六一三番地先道路敷	標柱二号及び三号
	一〇九番	標柱四号から六号まで	
五七〇番	五七七番	標柱七号	
		標柱八号及び九号	

一 急傾斜地崩壊危険区域の名称 緑井三丁目二四地区

二 急傾斜地崩壊危険区域の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から六号までを順次結んだ線及び標柱一号と六号を結んだ線に囲まれた土地の区域

郡市	町	地番	標柱番号
広島市安佐南区	緑井町	緑井三丁目	
	神宮山	五四七四番一地先道路敷	標柱一号
緑井三丁目	五四〇九番一	五四四五番一	標柱二号
五四五六番八	五四〇九番二	標柱三号	標柱四号及び五号
	標柱六号		